

返戻金制度について

当社が求人事業者に対して紹介した採用決定者が、入社日から 3 ヶ月以内に採用決定者の自己都合により、退職、過失等による懲戒解雇になった場合は、次のとおり紹介料金を返還します。ただし、雇用者の責めによる解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の天災事変、死亡等の不測の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとします。

1 ヶ月以内の場合、料金の 50%（別途消費税を加算）

3 ヶ月以内の場合、料金の 30%（別途消費税を加算）

許可番号 23—ユー302473

合同会社 MARS

代表取締役 今井 樹里

愛知県名古屋市名東区香流3丁目210-2